

2003年1月17日

【事務局（加納）】 それでは、すみません、お待たせいたしました。第5回ハンセン病問題検討会を始めさせていただきたいと思います。

本日の議事関係につきましては、お手元のほうに議事次第と配付資料の説明がございますので、そちらをご参照ください。

それでは、よろしく願いいたします。

【井上委員長】 こんにちは。第5回ということで、検討会を始めさせていただきます。

【藤野委員】 配付資料というのは、全部あるんですか。

【鈴木委員】 まだ追加があるので、これから配ると、さっき言われたんですけども。

【井上委員長】 先に配ってもらってください。今日の追加は、後で追加しましょう。全部そろったら配るという発想ですか。それじゃ、話が進められませんから。どうも失礼しました。今、お配りします。そちらから、お配りしてください。持っている方もいらっしゃるの、ない方に。

宇佐美さん、能登さんは、今日はお休みですか。いやいや、ご存じない。

【宇佐美委員】 調子が悪いとか言っていたけれど。

【井上委員長】 ああ、そうですか。

それで、追加分が来たら、順次追加してください。

では、よろしいでしょうか。始めさせていただきます。

検討会の議事次第がありますので、それに沿って進めさせていただきたいと思います。

それで、今日、午前中に、調査班の検討もありました。それから、昼の時間に、検討会の運営委員会の検討を経て、今日、この検討会にいろいろご報告、それから決定等について提案させていただきます。

たくさんありますので、能率的にやらせていただきたいと思います。まず最初に15日です。おとといになりますが、草津で検証会議が開かれましたので、そのご報告だけ、簡単にさせていただきます。本来ならば、副座長、内田さんからですが、簡単に私から。

前回と同じように、今回は、草津の栗生楽泉園を拝見し、それから3人の方にお話を伺うということをしました。

それから、検証会議では、2つの点を主として議論されました。これは、後で、またお諮りしますが、1つは、情報の開示について基本方針を定める。それから、それについて必要な運営方法等について議論をし、それを今、特に厚労省との間で話し合いを進めながら確定していく作業をしているということで、その報告がありました。

それから、もう一つは、今日、これはまた後でお諮りしますが、研究協力体制について、検討会の委員長として提案をさせていただきました。今まで議論してきたように、研究を

スムーズに進めるのについて、やはり協力していただく方、この位置づけをきちんとして、手続もきちんとしたほうがいいたろうということで、手続的に言いますと、この検討会にお諮りしてから検証会議に承認を得るという形ですが、それをしていますと、また時間がかかりまして、特に調査班等での作業に支障が出ますので、一応、私から、検証会議に先にお諮りするという事にさせていただきました。合同会議でも既に議論していただいていますから、その上で、検証会議で、今日お出しした文書の基本線が承認されましたので、それを後でご報告して、また具体的な問題について、お諮りしたいと思います。

ということで、その2点でよろしいですね。それを受けまして、今日の検討会ということになります。

では、まず最初に、皆さんにお願いしてありました研究分担の確認と研究の進行状況ということで、その経過と、それから今年度の調査費、研究費の目安をお出しいただきたいということもお願いしてありましたので、その報告からお願いしたいと思います。

資料を見ていただきますと、文書として、既にご報告、出ている方もいらっしゃいますので。松原さんのメモが一番先にあります。これです。これが資料で、松原さん、藤野さんと、それから、今お配りいただいているのが、佐藤さんのものですね。それで、あとは口頭でやっていただきたいと思います。時間があまりありませんので、今回は簡単にさせていただきますと思いますが。

それから、座席表等入っていますが、これも、ちょっと事務的な手違いで、正確なものではありませんので、これは無視していただきたい。

それから、今日ご欠席が、並里さん、能登さんと、それから、今日、まだ丸井さんが見えていないということですが、順次進めさせていただきます。

それで、どちらからいきましょうか。文書が一番出ている藤野さんからやっていただきますか。

【藤野委員】 それでは、ご報告いたします。

文書は、松原さんの次のところに、私のが2枚あるので、それをごらんください。研究経過報告という形で、まとめました。

まず、研究分担の確認。これは、既に、この場でも申し上げたことなので、繰り返しますが、一応、項目で挙げました。

これを全部説明すると、時間の3分を超えますので、省きますけれども、例えば、一の「ハンセン病強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討」という中の3番目の「1953年『らい予防法』 - 強制隔離収容強化の理由と責任」の、さらに。これは、松原さんが、優生保護法の問題、ご専門なので、私が出ることはないのですが、何かお手伝いできればということで、私もちょっとはかかわらせていただこうと思っております。

それから、のGHQのハンセン病政策については、丸井委員からなさるとのご意向でしたのですが、私も、これについては、一応、GHQの資料については、これまでも調べてきているので、何かお手伝いできればと思っております。

同じく、大きな七の「日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較」については、和泉委員と佐藤委員のほうでなされるわけですが、日本型隔離との比較ということですので、私も、日本の特殊性を考える上では、多少お手伝いできるかと思っております。

八番目の「沖縄、奄美大島等におけるハンセン病問題と政策」は、地元の森川さん、いらっしゃるのですけれども、私も少し文書、つまり、紙に書かれた記録等の調査において、多少、森川さんをお手伝いできるのではないかと思います。

それから、九番目の「旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策」については、魯委員がご専門ですが、私も、これまで、満州とか朝鮮の問題は多少調べておりますので、何かお手伝いができるかと考えております。

ですから、こういう意味で、自分の特に専門の分野だけではなくて、皆様のご研究のお手伝いをさせていただこうと思っております。

それから、もちろん、ここには挙げなかったのですが、江戸時代の問題は鈴木さんがご専門ですが、江戸時代と近現代の比較という点で、当然、鈴木さんとも、また大いに協力をしていきたいと思っております。

以上が、研究分担の確認でございます。

それから、この検討会、検証会議の発足したのが10月ですので、それ以降、現在までの研究経過について、ご報告します。

10月29日と11月19日、12月3日、3回、多磨全生園のハンセン病図書館の未整理資料の調査を行いました。ハンセン病図書館というのは、意外と利用者が少ないのですが、大変貴重な資料がたくさん残っていますが、まだ大部分、未整理です。ですので、未整理資料の調査を3日間、3回に分けて行いまして、かなり重大な資料が、幾つか発見されました。特に、戦後の、なぜ隔離を維持したかという問題については、かなり原文書が出てまいりました。

それから、12月14日・15日の2日間は、熊本にお邪魔しまして、菊池恵楓園の自治会のほうで管理されている資料の調査を行いました。この14日・15日の調査は、その後、1週間後にやる調査の下準備というつもりでやったんですが、大体どんな分量があるかとか、見当をつけました。

そして、20日から22日までは、鹿児島県の星塚敬愛園に参りまして、入園者自治会のほうで管理されている資料、これは特に園が廃棄したものが多いんですけれども、その資料等を調査いたしまして、それから、同じく、この敬愛園に在園されている奄美・沖縄出身者の方たちから、数名の方から聞き取りを行いました。つまり、沖縄・奄美から鹿児島県の敬愛園に隔離されるときに状況であるとか、こういったことについて、お話を伺いまして、これも、かなり驚くようなお話も随分出てまいりました。

それから、その後、熊本に移りまして、23、24、25と、恵楓園の調査を本格的に行いました。特に、このときは、藤本事件と竜田寮の児童通学拒否事件関連の資料が、かなり膨大にありましたので、これの調査を中心に行いました。それから、藤本事件の現地

見学、これも行いました。藤本事件の問題は、裁判にかかわる問題ですけれども、現地に行って、犯行現場とか、そういったところを調査してまいりました。

なお、この星塚と菊池の九州での調査については、星塚においては、地元の南日本新聞社のご協力がございました。また、菊池恵楓園の調査には、地元の熊本日日新聞のご協力がありまして、大変感謝しております。このことは、あえて、ここで申し上げておきます。

それから、次に、これからのという研究計画なんですが、とりあえず、私は文献資料のほうを主に担当しますけれども、全国の園の資料調査、これを可能な限り行っていこうと思います。

青森の松丘と東北新生園、ここは、ほとんど、まだ、どういう文献があるかわかっていないので、資料調査を行うことです。

それから、栗生楽泉園にも、特に戦後の資料が、あそこは結構残っているので、何度も、これまでやったんですけれども、改めて調査をしようと思います。

それから、沖縄は、愛楽園や南静園は、夏に伺って調査したんですが、今回は、県立公文書館等々の調査も含めて、少し計画していこうと思っています。

それから、菊池恵楓園の資料は、前回12月の調査だけでは全部フォローできなかったもので、さらに、春に、もう一度、お邪魔しようと思っています。

それから、駿河療養所と、あと、私立ですが、神山復生病院は、かなり古い資料が残っているはずなので、ここの調査も何とか入れようと思っています。

多分、この辺で、もう時間的に厳しいかなと思いますが、さらに余裕があれば、長島、邑久、大島の瀬戸内3園、そして厚生労働省の了解が出次第、厚生労働省の調査と考えております。

費用は、そこに書いたぐらいで、これは概算です。あと、基本的な調査の必要な図書として、その文献を挙げましたので、こういったものも研究費で買えればと思っています。この辺は、皆様との調整で考えます。

以上でございます。

【井上委員長】 ありがとうございます。

おくれましたが、今日の資料2、検討課題です。この検討課題と、それから、それぞれの研究分担についての「2002検討事項」という、この表書きがついているものがあります。ここに研究分担、この2つの文書に入っていますので、それを今日、再度ご確認いただきたいと、そういう趣旨であります。

それから、今、藤野さんのところできちっと整理されていますので、2番目には、今までの研究経過です。

そして、3つ目に、今後の2002年度、もうわずかですが、この研究計画と、それから費用の概算でいいですが、必要費用の提示をお願いしたいということになります。

さて、はい、どうぞ。

【酒井委員】 資料それぞれに番号をつけていただけませんか。

【井上委員長】 はい、そうですね。ページなりね。これは、事務局、資料に番号をつけて、もうちょっと見やすくして。

【酒井委員】 今、今回やるのにも、応急に、どれが1、2、3と。

【井上委員長】 たくさん。それはちょっと難しいな。

順番で、一応、座席表は除いて、「ハンセン病問題に関する検討事業における検討課題」というのが、配布資料での番号が2とついています。よろしいでしょうか。ゴシックの太い字でついているものです。

3が、先ほど言いました「2002検討事項」と表題がなっています。これが3番目の資料です。

4番目が、調査希望項目(案)と閲覧希望資料リストということで、「調査希望事項(案)」という、並里さんのお名前が最初に挙がっているものです。これが4番目です。

それから、研究経過報告ということで、今ご説明いただきました。最初に松原洋子さんのお名前が挙がっているものです。これが になります。

それから、「研究協力体制について」という1枚のものです。提案という、これが ということになります。

これでよろしいでしょうか。

宇佐美さん、申しわけありませんけれど、順次。今日、能登さんがいらっしゃらないから。いいですか。どなたか、アシスト、お願いします。申しわけないけれど、そこに座っていただけますか。お願いします。

それで、酒井さん、よろしいですか。申しわけありません。次回から、きちっとやらせていただきます。ということで、事務局、よろしくお願いします。

松原さん、ご欠席ですので、このメモをお出しいただいている、これで報告にかえさせていただきます。よろしいですね。

では、次、森川さん、お願いします。

【森川委員】 それでは、私の研究分担と今後の研究経過等について、お話ししたいと思います。

私、一応、今年度ということで、時間的にも限られていましたので、限定的に研究分担のほう、選んでいます。

私のほうでは、まず、ハンセン病隔離政策による被害実態の調査班のメンバーとして活動しています。

それと、もう一つは、「特別病室」および「癩刑務所」設置の目的とその実態について、現在、調査中です。

研究経過につきましては、まず、その調査班のメンバーとしての活動としましては、調査班会議が、現在までに4回開かれておりますので、それに参加しました。それと、大島青松園、菊池恵楓園、栗生楽泉園、沖縄愛楽園等におきまして、調査実施について、関係者と協議をしてまいりました。今後も、同じような活動をしていきたいと思っております。

それから、2番目の「特別病室」および「癩刑務所」設置の目的とその実態につきまして、菊池恵楓園、それと栗生楽泉園で見学及び資料収集を行いました。

それから、今後につきましては、法務省等が保管する資料を収集するとともに、「癩刑務所」が設置されるまでの歴史的経過を整理して、ハンセン病隔離政策における刑罰的制裁の機能を考察するための研究仮説を今年度中に立てたいと思っております。

研究費の使用予定につきましてですが、現在までは、書籍代、旅費として、約30万円ほど執行しております。今後、今年度内に、大体50万円から60万円、同じような形で使用したいと思っております。

私の活動としては、以上です。

【井上委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、鈴木さん、お願いします。

【鈴木委員】 私のほうは、すみません、資料を出していませんけれども、研究分担として挙げていただきました一の1の江戸時代の「癩」病観とその形成過程、それから、全く同じタイトルですが、二の江戸時代の「癩」病観とその形成過程という江戸の日本近世史の部分をやらせていただきたい。明治、藤野さんが研究されるまでの前史的なものをやっています。

扱うのは、前もちょっとお話ししましたが、明治初年まで扱うことになるでしょうけれども、基本的には、近代以降は藤野さんがされるので、扱わないということで。藤野さんのほうから、いろいろ、近代の資料を調べていく中で、近世に関するものが、また出てきたら教えていただきたいなと思っているんですけども。

2日前ですか、草津の聞き取り調査のときにも思ったんですが、かなり民間療法的なものを、療養所に入るために受けていらして、そういったもののオリジナルを、どこまでさかのぼれるのかというのに興味がありますので、また、なるべく聞き取り調査にも、私も、予定が許す限り同行しながら、江戸時代の状況を調べるための参考にさせていただきたいなと思っております。

現在までの研究経過ですけれども、私は、家筋伝染という概念が形成、展開していく過程を、とにかく今年度、押さえないなと思っております、ハンセン病に限定しないで、そういった家筋伝染という概念と関連する病気に関する参考文献、それから資料を集めています。調査箇所としては、京大と大阪の杏雨書屋、それから国会図書館を、今のところ、調べてきました。

今年度内の研究計画なんですが、引き続き、資料と文献の収集をしていきたいと思っております。

もし余裕があれば、来年度は、もうちょっと個別の地域の調査に入りたいと思っておりますので、熊本と、それから金沢は、去年、少し調べたんですが、もう一度、金沢のほうの資料の再調査をしたいと思っております。

あと、予算の使用状況ですけれども、現在までで、書籍と資料のマイクロ撮影、焼きつ

け、それから資料調査の際の交通費、宿泊費で40万円ほど、既に消化しております。これからも、書籍、資料の写真、それから調査旅費、そういったもので、恐らく、私に充てていただいた100万円の分は、同じように、あと50万円ほど消化していくのではないかと。これから、授業等終わって、私が自由に動けるようになるので、2月、3月、調査に出たいと思っておりますので、消化するのではないかと考えております。

以上です。

【井上委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、ここの段階で追加資料がありますので、これをご確認いただきたいと思います。これは番号つけるかな。

1つが「検討会報告」と、今していただいているこれで、内田さんからお出しいただいたということですね。これは、したがって、資料の5の1つということになります。

もう一つが、訓覇浩さん。これは、後でご議論いただきますが、検討会委員の増員ということをお願いしたいと思っております。その経歴ということで、お出しいただきました。これは資料7にしましょうか。

それから、もう一つ。これも、今回の大きな議題で、ご議論いただきたいのですが、「検討会・被害実態調査要領(案)」、2003年今日の日付になっています。これを資料の8にさせていただきます。よろしいでしょうか。

佐藤さんののは、これも後から出てきています。追加ですね。これも、経過報告ですから、5の一部ということになります。佐藤さん、それでよろしいですね。

よろしいでしょうか。たくさん資料があって、後から追加的にも出ていますので、大分混乱をしますけれども。

では、次に進ませていただきます。佐藤さん、お願いできますか。

【佐藤委員】 概要は、メモのほうに記させていただきましたが、まず分担については、先日の配布資料、それから、本日もまた配布していただきましたものと、概要は変わりません。

一番目に、立法・政策の検討ということ。それから、全体的項目の七番、諸外国との比較。それから、それを踏まえて、再発防止のための提言、十番の項目を中心に行いたい。

五番が括弧で入っておりますのは、ちょっと1人でやるには手が余るので、アシスタントを使える体制、人員であるとか、予算であるとかということの配慮を見ながら、少し考えさせていただきたいと思っております。

各論的には、あまり古いものにさかのぼってということは、方法論的にちょっと難しいものですから、戦前の旧らい予防法、それから戦後53年の新らい予防法とディスカッション、それから、その予防法の廃止過程を中心に見たいということを考えております。

2枚目に移りますが、研究経過ですが、今年度、それから昨年度に、課題を決めるということで、研究班が違う形で立ち上がっております、その2年ほどさかのぼって、個人的にインタビューなどをして収集した資料から、昨年、2002年度に出版したもののり

ストと、それから、もう校正刷りが済んでおりますので、すぐ出ると思いますが、もう一つ、政策決定過程と、それから政策の形の関連について論じたペーパーをリストしてあります。

既出の Policy Studies Journal の論文については、事務局のほうに別刷りを、20部ほどで恐縮なんですけど、お持ちしてありますので、検討会の方で、ご関心のある方は、お持ちいただければと思います。

それから、今進行している、今年度、特にやっていることは、アメリカが資料が収集しやすいということと、以前から交流があるものですから、米国の National Hansen's Disease Program に、昨11月に訪れまして、行政官、それから実際のプログラムに携わる人々、それから日本のものとは少し性格が違いますが、米国の資料館、それから、向こうの Government archives と言って、公文書館のようなところが各州にございまして、そういうところで資料の同定を初めて、収集リストをつくって、向こうの協力者の方に集め始めていただいております。

それから、日本では、患者さんの全患協ニュースというのが、かなり古くから出されておりますが、米国においても、『Star』という患者さんの雑誌がございまして、現在の『Star』のエディターインチーフと連絡をとって、バックナンバー、戦後分を全部、何とかバインドしていただけないかということで。実は、米国の図書館でも、なかなか、これ、そろっているところがないものですから、今、交渉して、何とかやってくれそうだとということで、もし日本に着いたら、皆さんが利用できるように、図書館へ寄贈することを含めて、向こうにプロポーズをして、ご考慮いただいているところです。

今年度は、あと残り少なくなりましたので、そういったことを少し進めたいということと、それから、向こうで、ハンセン病の政策について研究している教授との交流を少し深めたいと考えております。

例えば、戦前のらい予防法、戦後のらい予防法などのディスカッションを、同じ時期、米国の公文書を見ますと、非常に似通ったディスカッションがあるものですから、そういうところを少し詰めて、比較検討していきたいと思っております。

最後、研究費の件ですが、どうしても海外で調査をしますと、旅費、滞在費や、移動手段に車を使うこともありまして、ちょっと皆さんよりも支出が、執行分が多いかと思っておりますが、調査で60万円ほど既に使って、そのほか、消耗品、文献収集などで使っております。

ほぼ、米国の調査に、今のところ、主眼を置いておりますが、10月に、別のプロジェクトで欧米に参りましたときに、少し、向こうの行政官の方と話をしまして、欧州、例えば英国ですと、ウエルカム財団を中心にした研究施設や、それからディパートメント・オブ・ヘルス、ここのほうも少しコンタクトをしようかと考えております。

ただ、実際に何かを調査をして、報告書にまとめるだけの資料を集めるということになると、人任せでは、なかなか、向こうも、本務があつて、やってくださいませなので、向



こうに行って、とにかくお願いをしないと難しいかと思っています。

ただ、その実施については、皆さんとご相談の上、決めたいと考えております。

以上でございます。

【井上委員長】 ありがとうございます。

外国調査ということもありますので、これは、後で、またちょっと議論をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、酒井さん、お願いします。

【酒井委員】 私のほうは、資料3の中にあります計画の十一の資料収集とデータベース化による保存というところに主眼を置いております。

それで、実は、明日からなんですけれど、長島愛生園に参りまして、宇佐美さんと共同で、長島愛生園の保存している資料のデータを作成。撮影して、データベースを作成するというのを3日間、計画しております。

なお、それに当たりまして、その前に、いかなるデータベースを使用するのがいいかということ、ほぼ半年ぐらい、我々は検討してまいりまして、大体3次元資料、つまり、器物資料をいかにデータ化して、そして、それを皆さんに公開するシステムというものの検討をまいりました。

それで、予算としましては、実際に、あちらに、私が大学院の学生を連れていって調査しますので、3日間滞在してやるのに、ほぼ45万円ぐらい。私を含めないで、アルバイトだけで45万円ぐらいかかるのではないかと考えております。

それから、そのほか、今までのデータベースのシステム作成のために要した費用等を入れますと、ほぼ100万円ぐらいかかるのではないかと予想しております。

【井上委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、岡田さん、お願いします。

【岡田委員】 初めて出席しまして、前年度に引き続いて、はぐれ者にされたようでして。今まで、具体的にどういうふうに進めるといふご連絡はいただいておりませんので、何もしておりません。

私自身としては、前にあれしましたように、精神科医ですので、やはり、ああいう療養所の中での患者さんの精神疾患というのは、かなり特異性があるだろうと思って、その点を調査したいと思いました。

もう一つは、私、精神科の医療史をやっていますので、それで、精神科の医療史とハンセン病の医療史、あるいは処遇史というのは、かなり並行した面があるように思います。その点を明らかにしたいと思ってきました。

もう一つは、私にできることとして、藤本事件の弁護士だった関原さんと、お会いしたことはありませんけれど、接点がありますので、もし関原さんのお話を聞きたいということだったら、その準備に当たりたい。

もう一つは、日本精神神経学会の社会復帰委員会というので、どこか患者さんの依頼を

受けて、ハンセン病についての調査をするということで、まだ具体化はしていないようですけれども、それとの調整も必要なら、するべきかと思っていました。

それで、もう一つというのは、先ほど言いましたハンセン病の患者さんの精神疾患については、3人ほどの精神科医が、それに携わったということを確認しまして、しかも、その2人ほどは知っている人だったので、ぜひ、その人たちの聞き取りをしたいと思っていました。

ところで、私、こういった研究班とか、研究費というものについて全然無知でして、事務局にお伺いしますと、聞き取りの謝礼というのは1,000円だそうで、ちょっとこれは、お医者さんに半日ぐらい、あるいは一晩ぐらい話を伺うのには、まあ、普通だったら手土産を持って行って、謝礼だったら3万円ぐらいは当然だと思います。あるいは、夕飯を食事と一緒にしてということだと思っただけですが、そういう費用は一切出ないそうですので、私の考えました、3人の医者の聞き取りということではできない。それから、関原さん、あるいは精神神経学会の委員との調整というのも、今の基準ですと、できないだろうと思います。

結局、私ができることは、精神疾患とハンセン病との比較法制処遇史ということをやることになると思いますが、これは恐らく、本年度は、私自身の手持ちの資料で大体足りる、あるいは一、二回、全生園の資料館を使わせてもらうかということだと思います。

ともかく、活動費とか日当というのは出ないとすると、当然幾らかは、いわば手弁当ということになるんだと思うんです。

ですから、今年度、もし使うにしても数千円だと思いますし、来年度、その比較法制処遇史をきっちりしたものに仕上げるにしても、何回か行くだけでしょうから、数万円程度だろうと思います。

【井上委員長】 岡田さんのところ、今回のご案内は行っていますね。今回、このご報告いただきたいということ、項目、お願いしたものも、一緒にご案内してありますね。

【岡田委員】 はい。それはありますけれど、ただ、これが確定。ですから、先ほど言いましたように、どういうふうに金が使えるかとか、そういう連絡はありませんので、私のほうでは、具体的な計画は一切立てられないわけです。

それで、しかも、非常に細かい議事録は、一、二回の方は来ましたが、具体的に。だから、できれば、そのとき決まったことの概要だけでも知らせていただければわかるわけですね。そうでないと、午前中に研究班みたいのをやられると言うけれど、これがどういふのかもわかりませんし、今のやり方だと、非常に、絶えず出席している方にはいいんでしょうけれど、欠席した人にはつながらないですね。だから、こういった点も十分考えていただかないと、お互い、やりにくいことだと思います。

【井上委員長】 それは前からご指摘いただいて、それなりにやっているつもりですが、後で、また研究費等のことについて、ご相談したいと思います。

【岡田委員】 やっているつもりだと言われるけれども、私にとっては全然、五里霧中

です。

【井上委員長】 後で、お話しします。

それで、1つ確認させていただきたいのは、この資料の3。先ほど番号をつけました。これに、それぞれ分担事項があるんですが、それぞれお出しいただいたところは、お名前を付していますが、全部が埋まっているわけではありません。

この3の資料の後ろから2枚目のところで、大きな三の1。大きな三というのは、「ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明」という、ここの1、「療養所内の被害の実態」、その に「ハンセン病と精神疾患患者」という項目が入っています。

それから、後ろから1枚目の、一番後ろのここに、大きな七、「日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較」、その に「ハンセン病、精神疾患患者についての比較法制処遇史」という項目が入っています。

これは、岡田さんのご希望ということで、ここに項目を立てましたので、先ほどのお話でも、これを担当していただけるということでもよろしいですか。

【岡田委員】 どうして、名前を入れてくださらないんでしょうね。いかにも入らなくていいと言われているようで。

【井上委員長】 そういう趣旨ではありません。

【岡田委員】 それから、今言ったようなことで、結局、聞き取りの費用が出ないようですから、そうしますと、ハンセン病と精神疾患患者というのは、実際に携わった人の話を聞くことができなくて、文献で探すとすると、これは、ほんの少しです。

【井上委員長】 先ほど申し上げましたが、その点は、後で具体的にご相談したいと思いますので、全くだめとか、そういう話ではありませんので、後でご相談させていただきます。それでよろしいでしょうか。

では、宇佐美さん。

【宇佐美委員】 どうも、私もこのような状態ですから、十分に話が、文献のほうを読める状態でなくて、アシスタントの人も再三変わったりして、資料もできませんけれども、先ほど話がありましたように、長島愛生園の資料のほうも十分ではございません。しかしながら、最近になって、弁護士さんたち、特に今度、瀬戸内の弁護士さんの協力を得て、外国の文献、日本の文献も、資料がどんどん私のほうに入ってきて、請求書が回ってきます。どれほどになるか、50万円ぐらいまで入っていますけれども、国際的な、通俗的なハンセン病の関係の資料ばかりでございまして、専門的なものはあまりないんですけれども、一応集めて、資料館のほうに入れて、研究の皆さんの対象にさせていただきたいと考えております。

それから、今、各園の問題については、私もタッチ、十分できていませんので、皆さんの話を聞きたいと思いますが、特に先般も申し上げたことがあると思うんですが、藤野先生のほうで勉強されていたと思いますけれども、昭和26年の厚生省の療養課長の通達というのがどういうふうな。全療協にもちょっとだけ出したことがあるんですけれども、全

患協史の中で、どのようなものがあったのか、まだ内容について、私ができなければ、皆さんのほうで、もし気がいたら、ひとつ勉強して出していただきたいということと、もう一つ、26年と27年のネスコブの研究というのが、アメリカのメモリアルウッドでやっておりますので、日本でやられた報告書があるかどうか、今まで、いろいろと探してもらっておりますけれども、ないので、この問題についても、皆さんの協力を得て、何とか解明ができればありがたいと思っていますので、藤野先生はじめ皆さんに、こういう問題について、どういうふうに現在まで把握されているのか、ちょっと私、わからないと思います。

24年の問題については、東京のハンセン病図書館にありますので、勉強していただいておりますので、感謝しております。

それから、今後の問題については、なるべく、外国との比較も問題ですけれども、日本の中において、ほかの衛生立法とハンセン病との、特に墮胎の問題等について、ひとつ、これからも突っ込んだ形で、具体的な問題について勉強させていただきたいと。十分、何もできませんけれども、皆さん方から伺っていきたいと思っていますので、今後とも、ご指導願いたいと思います。

また、日当その他については、いろいろと使っておりますけれども、また後で、事務局へ報告させていただきます。

以上です。

【井上委員長】 ありがとうございます。

では、今、よろしいですね。内田さん、お願いします。

【内田委員（検証会議副座長）】 お手元に配付させていただいております、日付が間違っています、1月17日ですので、ご訂正いただければと思います。

研究分担でございますが、検討班から立法政策についてというご指示いただいておりますので、それをさせていただくと考えております。

今日の検討会に入れていただいたということで、一応つながっておりますけれども、今日までの研究経過は、そこに記載のとおりでございます、研究課題を、まず設定させていただいたということでございます。

立法政策につきましては、「第1期増床計画および入所対象の拡大と旧法の制定」というプロセスを置いたと思っています。

2つ目は、「戦後の第二次増床計画および患者収容の強化と新法制定」ということで、戦前路線と戦後の対比を含めながら研究を進めさせていただくと考えております。

それから、隔離政策との関係で、とりわけ重要だと思っておりますのは、警察活動の問題でございます、戦前の衛生警察活動についても、少し詳しく調べていきたいと思っております、そこに挙げてある形の時系列でやっていきたいと思っております。

もう一つは、刑罰・懲罰関係についても、私、専門が刑事法ということでございまして、この点についても調べていきたいと考えています。

それから、その他といたしまして、立法政策に医療職行政官が果たした役割ということは軽視できないものがあるので、この点についても少し、その他という形でやっていきたいと思っております。

2つ目は、調査・閲覧したい資料のリスト・アップでございます。一部につきましては、既に検証会議に提出させていただきましたので、また追加等をさせていただきたいと思っております。

3つ目は、委員協力者の確定ということで、政治学、法学から歴史関係、3名の方々にお入りいただきまして、必要な研究をさせていただきたいと思っております。

それから、本年度における今後の研究計画でございますが、残された時間は少ないのでございますけれども、研究計画書を作成し、資料を入手し、必要な調査活動を、与えられた時間の中でやっていきたいと考えています。

費用としては、充てられました100万円程度を使わせていただいて、必要な資料の入手と必要な調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【井上委員長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、最後になりますけれども、私からということですが、とにかく、検討課題としては、内田さんと佐藤さんと一緒に、立法政策と、それから特に政策評価、再発防止システムの提言という、これが課題なんです、具体的には、ほとんど手がついていません。むしろ、検討会を、どうスムーズに運営していくかというほうが中心作業でして、これから後、今年度残された分で、少し研究をしていこうと思っております。

ただ、幾つかの園にお邪魔して、ご意見を伺ったりはしていますので、多磨全生園と大島青松園は、検証会議が行く前に行きました。それから、草津の栗生楽泉園については、これで5回ほど行っています。それから、1月には、青森の松丘保養園へ行かまして、むしろ、資料収集という以上に、この検討会、検証会議の作業に協力していただく、あるいは調査、こういうことに協力していただくと、そういう段取りをつけるといいでしょうか、そういう面が強くて、これから、先ほど申し上げましたように、研究、検討に入りたいと思います。

それから、今後については、やはり、アメリカあるいはノルウェー、どちらかに行きたいと思っております。これは、佐藤さんともご相談をしてということになるかと思いますが。それで、研究費については、そんなことで、既に、かなり使っていますが、若干、外国へ行く費用を残しておきたいということでもあります。

大体、欠席された方は、後で、また書面でお出しいただきたいということと、申しわけないんですが、今日、口頭でご報告いただいた方は、メモ程度で結構ですので、事務局にお出しいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

宇佐美さん、申しわけないんだけど。

それで、できれば、今月中にいただきたいと思います。私もつくりますので、よろしくをお願いします。

では、この件は、よろしいですか。

それで、研究費等につきましては、やはり、全体の予算等もありまして、今のご希望等も配慮しながら、もう一度、事務局、検討しまして、またご相談したい。

それから、岡田さんからもお話がありましたので、個別にご相談できるところではご相談して、皆さんの研究、できるだけスムーズに進むようにさせていただきたいと思います。

いろいろご不満もおありでしょうが、ようやく動き始めて、何とか形ができつつあるところですので、ご勘定いただいて、この検討会作業課題実現に、ぜひご協力いただきたいということをお願いしたいと思います。

さて、次に移らせていただきますが、2番目の検討会の委員の増員、それから検討会協力者となっておりますが、検討会研究協力者であります。ここを訂正していただきたいんですが。それから、検討会委員協力者についてということです。

それで、具体的には、今日お話ししたいのは、この全体の方針と、それから検討会委員、具体的に増員ということで、お1人お願いしたいということでありまして。

最初に、検討会委員増員等について、方針をお話ししたい。

資料6、1枚物です。1枚で、先ほど、ちょっと検証会議の報告ということでお話ししました。

15日に提案をして、基本的に了承されましたので、検討会に、これを再度お話しして、ご了承の上、次の作業、つまり、検討会委員の増員等について進めていただきたいということです。

まず、第1点の検討会委員の増員ということで、どういう場合に増員を求められるかということですが、これは、全体で20人枠でした。ということですので、その範囲で増員を、検討会の委員はできるということで、今まで議論をしてきまして、それを文書としてまとめたものです。

どの場合かといえば、この検討課題を調査研究するに当たって、検討会委員として活動していただくことが必要不可欠と認められる場合であろうということです。

それから、その際は、研究費はもちろん、検討会委員ということで配分させていただくということです。

手続的には、です。それぞれの検討会の委員から推薦いただいて、検討会の運営委員会に諮り、そして検討会で承認をする。検証会議でも承認していただくことが必要であります。法務研究財団から委嘱をするという、これは、検討会の委員としての、私たちと同じ任命手続をとるということです。

2番目は、検討会に研究協力者という形で協力者をお願いしたらどうだろうかということです。

どういう場合かといえば、検討課題に関する調査研究に当たって、検討会全体として協力を求めることが不可欠である。検討会全体として配慮が必要と認められる。しかし、逆に言いますと、検討会の委員としてご参加いただくところまでは至らないであろうという場合です。

この場合は、研究費や謝金等については、検討会全体で配慮して決めていくということです。

これは、既に、後で、またご提案ありますが、調査班が活動していますので、その作業をスムーズにしているということでも、この研究協力者という位置づけが必要かということでもあります。

手続的には、推薦をしてということで、検討会委員と同様に、いわば慎重な手続を踏むということでもあります。

それから、3番目は、委員や、あるいは研究協力者ということでもなく、いろいろな場面で研究協力をいただくということで、必要があれば、検討会の委員が、個人的にと言うとちょっと問題なんです、個人としてお願いしたいような場合です。先ほども出ました、酒井さん、資料保存に当たっては院生を同行したいというお話もありました。そういう場合に、協力者として、委員が、これは後の手続で言いますが、必要と認める場合、お願いする。

この場合は、研究費や謝金等については、検討会委員に、それぞれに配分させていただいている額の枠内で処理していただくということです。

手続は、できるだけ簡単に、弾力的にしたいということではありますが、それでも、検討会の承認は要るだろうということで、検討会のそれぞれの委員にご提案いただいて、一応、検討会の承認という手続をとらせていただきたいということです。

それで、その後が、実は、まだ詰め切れていないところでありまして、検証会議で依頼となっています。できるだけ弾力的にということであれば、検証会議で、検討会からの報告を受けて、すぐに依頼をするという、委嘱という段階を経なくてもいいのではないかとありますが、ここは、むしろ、皆さんにご意見をいただいて、最終的に詰めて、決めたいと思います。

そのことも、検証会議で承認されていますので、進めていきたいのですが、大筋、検証会議でも承認されました。こんなことでよろしいでしょうか。

では、もし、ご意見、特になければ、これで進めさせていただきますが、最後の点、いかがでしょうか。

できるだけ弾力的にということであれば、検討会の委員のご提案いただいて、ここで承認していただければ、あとは検証会議、これは形式的に、ただ依頼をするという。

はい、どうぞ。

【内田委員（検証会議副座長）】 この点は、検証会議でも議論になったところなんですけれども、守秘義務の問題とかかわるのであると思います。協力者という肩書でやったと

しても、かなり秘匿性の高い情報に接するということがおありだろうと思います。その方が、それをきちんとお守りいただくということの形をきちんをとることが非常に重要で、協力者の方だということで、かなり簡便に任命したケースも、その方が十分に情報取得できないということになりますと、今後の検証会議の検討作業そのものが全部挫折する危険性が高いと思います。

そのための担保をきちんをとるとか、手続をきちんをとるということで、やはり正式に依頼する。依頼の中には、守秘義務をきちんとしていただく。そうしないと、検証会議の作業全体が問題になるんだということは、きちんとしていただくという意味で、やはり、そこを押さえるという意味で、検証会議、あるいは依頼者のほうから、きちんとして手続をとっていただく、これは必要不可欠だろうと思うんです。

そこは、どうも、あいまいな中で、どんどん事実が先行して、いろんなところで問題が起これば、全体にかかわるんだらうということで、そこは、やはり、あまり簡便にできないところではないかと思っております。

【井上委員長】 今のようなご意見で、やはり、事が事だけにといいましょうか、プライバシーの問題等、重要な問題があるので、手続的にも慎重に、きちんとしてやったほうがいいのではないかとご意見です。いかがでしょう。

そうすると、手続で言うと、これは、検証会議委嘱なのか、財団。とにかく、委嘱という形をとったほうがいいということですね。検証会議、あるいは財団。

【内田委員（検証会議副座長）】 そこを少し詰めていただいたらどうでしょうか。

【井上委員長】 そうですか。じゃ、それは。

【内田委員（検証会議副座長）】 検証会議が委嘱といっても、実際は事務局とかですかから。

【井上委員長】 財団。

【内田委員（検証会議副座長）】 財団ということになるんだと思うんですけども。

【井上委員長】 財団。検証会議で承認するという段階は、特に要らないですか。

【内田委員（検証会議副座長）】 検討会でご承認いただければ、あとは。

【井上委員長】 事務手続として考えればよろしい。

【内田委員（検証会議副座長）】 事務手続きで、きちんとして確認していただければ。

【井上委員長】 では、ここは、検証会議か財団かということ、事務局レベルで少し詰めさせていただいて、一方で、迅速に行動したいというのもありますし、他方で、プライバシー等の保護に配慮しなければならないということですので、相談させていただいて、その結果、大至急伝えさせていただくという、これでよろしいですか。

【酒井委員】 手続の仕方としまして、例えば、私の具体的な例で申しますと、かくかくしかじかの大学院学生という、その身分はどの程度書くんでしょうか。それから、また、それをどういう形式で検討会委員長に出すんですか。これは、最初に出すのは。

【井上委員長】 それはそうですけれど、手続も含めて、大至急検討して、お答えする



ようにしましょう。なるべく、皆さん、動き出しているわけですし。だから、その実態に合わせなきゃならんという面もありますし、他方で、慎重にやらなきゃならない面もあるし。

【酒井委員】 もう時間がありませんので、動いていますから、それを待っていると、ちょっとできないということです。

【井上委員長】 ええ、よくわかりますので、それは。

【酒井委員】 それじゃ、今回は動いてよろしいですね。明日のことなんですけれど。

【井上委員長】 それは、もう動いていただくしかないのです。それで、後で、また事後的に。こちらで、手続等についてはお示ししますので、それに沿った形で、後で、事後的に手続とっていただくということで、よろしいでしょうか。

ほかに、どなたか、すぐに動きたいということで、ありますか。

では、今のようなことで処理させていただきます。

【内田委員（検証会議副座長）】 時間をとって恐縮なんですけれど、協力者の方は、委員の方と随行という形で、先ほど先生がおっしゃいました形で行かれるということもあるんですが、場合によれば、委員の方随行という形じゃなくて、協力者が単独でいろんなところへ行かれて、資料請求されるとか、見せてほしいということもあると思うんです。ところが、請求されたほうから言えば、その方は、口頭で、「いや、協力者です」と言ったところで、なかなかわからないということで、何らかの形で、協力者であるということを示すものが欲しいと、当然おっしゃるだろうと思うんです。そういうことも含めて、やはり、委嘱とか、何らかのしかるべき手続をとって、その方の身分というか、協力者であるということが第三者からきちんと確認できるような、そういう形式を、しかるべき範囲でおとりいただくような検討を、少し、委員長と事務局のほうでお願いできればと思っているところなんですけれども。

【井上委員長】 じゃ、プライバシーの保護と情報を漏らさないというその点は、十分、一緒に行かれる方に言っていただいて、ご配慮いただきたいと思います。

【酒井委員】 それから、もう一つ、申しわけございません。園のほうからの依頼で、検証会議か、検討会か、どちらかわかりませんが、この私の所属する委員会の代表からの委嘱状をもらってくれと言われたんですが、これはどうしたらよろしいですか。

【井上委員長】 それは、検証会議の座長名で出していただくしかないですね。

【事務局（加納）】 今、検証会議のほうで検討しております情報開示についても、枠組みが決まれば、それについてお出しするんですが、それとは違う場合のご質問でしょうか。

【井上委員長】 ちょっと、その議論をし出すと厄介なので、明日行かれるということですので。

【事務局（加納）】 すみません、明日のについて求められているということですか。

【井上委員長】 それですね。だから、検証会議の座長名で、まず。

【事務局（加納）】 委嘱関係が明らかになればよいということであれば、先生にお出し

している委嘱状をお示しいただければ、関係は明らかになるかと思うんですが。

【井上委員長】 座長から。

【酒井委員】 向こうの園が、今度、調査に来るということを、しかるべきオーソライズしたところから依頼状をもらってくれと言われたんです。時間的に、もう間に合わないものですから。

【井上委員長】 そこは、ちょっと難しくなります。ですから、とりあえず、明日行かれるときに、資料保存のために行くということによっていただくしかないかなと思うんですが。後で、ちょっと、また、そのお話をしますけれども。

実は、これは、なかなか厄介な問題ですので、とりあえず、次の議題に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

次が、研究費についてということで、これは既にお話ししましたので。ただ、今年度、5,000万円ということでしたが、来年度は、一応3,000万円で、確定でいいんですね。

【事務局(加納)】 はい、予算とっております。

【井上委員長】 予算としては3,000万円で確定したということです。

それから、もう一点は、研究費にかかわるわけですが、研究期間として、3年間の研究期間。つまり、来年度予算は3,000万円ですが、その後は決まっていなわけです。来年度でまとめるというのは、とても無理だろう。私たちとしては、最低3年ですから、来年度、再来年度に報告をまとめると、こういうことで、3年でやりたいという意思表示を厚労省にするという、それが検証会議では決定をされました。

ただ、予算は、3年度目については、まだ決まらないということでもあります。

ということで、あと、先ほど申し上げましたように、それぞれの研究の予定と予算の執行について、先ほどご意見いただきましたから、それらを勘案して、今年度分について、再度、方針を出していきたいと思えます。

そんなことでよろしいでしょうか。特に、この点で。

【佐藤委員】 年度会計ということですが、今年度の会計の締めの日と、それから来年度の予算執行可能期間をお示しいただけますか。

【井上委員長】 それは検討中ですので、結論出次第、できるだけ早くお知らせします。という不確定事項が多いので、申しわけないんですが、よろしく願います。

それから、4番目の被害実態調査。

【藤野委員】 委員長、委員の増員の件の承認。

【井上委員長】 ごめんなさい、飛ばしちゃいました。

ということで、研究協力体制について、全体にご承認いただいたということですので、それに基づきまして、検討会委員の増員をお諮りしたいと思います。

経過から申しますと、宗教界、教育、福祉関係と、それから、場合によっては調査関係。検討会委員の増員を考えていくと、こういうことで、既にご了解いただいているわけですが、具体的に宗教界といいましょうか、そこからお1人、ご参加いただきたいということ

で、藤野さん。

経過を申し上げますと、今日、運営委員会、先ほど開きまして、そこで、運営委員会としては了解して、ここで提案させていただくということですので、藤野さんから提案していただきたいと思います。

【藤野委員】 それでは、検討会の委員の方、宗教分野について、お1人増員を提案いたしますので、ご承認いただければと思います。

お手元に、訓覇浩さんの履歴書が行っていると思います。これは、ご本人の了解をとりました、皆さんにもご配布いたします。これは資料の何番ですか。

【井上委員長】 7です。

【藤野委員】 7ですか。そこに、これは訓覇さんからいただいたものを、私がリライトしたものでございますが、訓覇浩さんは、真宗大谷派の僧侶でおられ、今、東本願寺のご本山におられます。1962年の生まれです。

現職は、真宗大谷派の同和推進本部の本部委員。そして、真宗大谷派のハンセン病に関する懇談会真相究明部会のチーフをされております。また、大谷大学の文学部では、ハンセン病と宗教というテーマの人権論の講座をご担当になっていらっしゃいます。

細かな略歴とかは、ここにあるとおりですけれども、訓覇さんを私が推薦いたしますのは、宗教分野において、宗教が、いかに、この隔離にかかわってきたかということに対して、真相究明する上で、非常に適任の方ではないかと思うからであります。

現在、宗教、各教団が、ハンセン病の隔離にどうかかわったかと、こういったことは問われているわけですけれども、今、最も、この問題について真摯にかかわっていらっしゃる教団は、私は真宗大谷派であると思っております。

その中で、やはり、特に真宗大谷派の中でも、ハンセン病の真相究明の中心でいらっしゃるのが訓覇さんでありますので、そういった意味では、このテーマをお任せすることが、非常に頼もしい戦力であると考えております。

また、当然、真宗大谷派のことはもちろんですけれども、訓覇さんは、その略歴とか、経歴をごらんになるとわかりますように、部落差別とか、アイヌ問題、さまざまな人権問題にかかわっておられまして、そういった人権問題を通して、他の教団とも大きな人脈とございますか、つながりを持っていらっしゃいます。

そういった意味で、真宗大谷派の問題は当然ですが、その他、仏教各派、あるいはキリスト教関係、さまざまな宗教団体からも、訓覇さんを通して、真相究明へのご協力をいただけるものと思っております。

大変、訓覇さん、ご本山のお仕事もご多忙なんですけれども、そういった意味で、この前伺ったときに、非常に快く、「引き受けてもよろしい」というお答えでしたので、ぜひ、この方をメンバーに加えて、さらに真相究明の戦力を強化していきたいと思っております。

どうぞ、ご承認いただくようお願い申し上げます。

【井上委員長】 ありがとうございます。

ということで、何かご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、先ほどの手順に従いまして、早速ご参加いただくようにしたいと思います。

それで、ただ、この手順、慎重にということで考えていますので、そうしますと、このままいくと、正式には、ご参加いただくには来年度になるかと思います。

その前に、3番目の検討委員の協力者等、あるいはオブザーバーとしてなり、そういうことでの、早い機会でご参加いただけるようなことも考えさせていただきたいのですが、それもよろしいでしょうか。

では、そういうことで、ご参加いただきたいということです。ありがとうございました。

では、4番目の被害の実態調査について、お願いします。森川さん。

【森川委員】 この被害の実態調査につきましては、今日の配布資料の2番の「ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題」、これが、昨年11月11日の検証会議、検討会、合同会議において、基本的に、座長案として提示されました。

その場におきまして、この2の「本事業における検証調査に求められる基本姿勢」の(2)の中におきまして、実態被害の全体像を明らかにする必要性、その方法として、聞き取り調査を、入所者、退所者、非入所者、遺族、家族等から行うということがありましたので、これにつきまして、11月の合同会議におきまして、私が一応取りまとめ役として、どういう方法で、この調査を行い得るかということ、プラン提示を求められました。

私1人では、とても、そういうことはできないと思いましたが、その場におきまして、井上先生、松原先生、それから能登先生に参加いただいて、調査班という形で検討を進めることになりました。

その調査班というのをつくりまして、そのメンバー以外にも、私の判断で、いろいろな委員の方、内田先生はじめ、意見をいただきながらプランを練ったわけです。

今日、そういうことで、調査を実施するためには、調査の大枠について、まず定めなければいけないと思いましたが、今日おくれて配布しました「検討会・被害実態調査要領(案)」というものを、この場で提示しまして、こういう形で、この検討会が調査を実施することについて議論していただきたいと思います。

この調査につきましては、非常に多くの方が調査にかかわることになります。そして、入所者、退所者、非入所者並びにその家族を対象とするということですので、現在、ハンセン病療養所の入所者が約4,000名としましても、仮に、その半分の方から、調査について了解を得られましたとしますと、入所者だけで2,000名の方を対象にして調査を行うということになります。ですから、いろんな、たくさんの方がかかわる調査になりますので、特に守秘義務等の関係で、厳重な体制を、しっかりつくらなければいけないということで、今日、こういう要領をつくって提出している状況です。

【井上委員長】 ありがとうございました。経過ということで、お話しいただきました。簡単に、この要領を説明してもらえますか。ごく簡単でいいと思いますけれど。

【森川委員】 目的にありますとおり、ハンセン病隔離政策のもとで、隔離収容による被害、その他、いろいろ多方面にわたる被害があるわけですが、これを明らかにしなければいけない。そのために最も有効であると思われるのが、直接お話を聞き取るということです。そういう形で目的設定をしまして、それに従いまして、調査の内容、それから調査の体制について、主にそれらについて、まとめてみました。

調査の内容につきましては、大体、基本的には9点にわたるわけですが、こういう形で、被害の全体をカバーしたいということです。それで、この項目につきましては、調査カード、調査票のようなものをつくりまして、それに従って、調査員が面接調査を行うということです。

調査班の調査を行う体制としましては、療養所、それと、基本的には療養所所在地、それと退所者の会がある場合は、その退所者の会の所在地、そういうのを基本単位としまして、責任調査班の中から責任者を選び、その責任者のもとに調査員を選んで調査を実施するという形になっております。

この調査を行うに当たりましては、全療協あるいは厚生労働省にも協力をさせていただいて、各支部自治会あるいは各療養所に協力をお願いするということです。

そして、調査報告書を作成して、その成果を出したいと考えています。

とりわけ重要な点が、記録物の保管方法、それとプライバシーの保護についてですので、これについても慎重に、今後検討していきながら進めていきたいと考えております。

大体、内容的には、そういうものです。

それで、簡単なスケジュールなんですが、この検討会が、どういう形で、何年度まで行えるかということはまだ決まっていないようですが、調査活動を行うためには、最低限、今年度中に調査を実施する体制を整えて、来年度に調査を実施したい。再来年度に、その調査をまとめたいと考えております。

【井上委員長】 ありがとうございます。

ということで、この検討会として、それぞれ役割分担ということで、それぞれの個人の方の研究も役割分担を果たしていただくということがありますが、それとはまた、もう一つ違う作業として、検討会全体で取り組むということでご承認いただいて、調査班というものを置かせていただいていますので、経過報告ということでもあります。

当然に、調査費等の予算も絡んできますので、これも、改めて、皆さん全体でご確認いただいて、今、作業が進んでいるということで、随時、報告はさせていただきますので、これはよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。

何か。

【森川委員】 その予算の話なんですが、大体、話ししてもよろしいですか。

希望ということなんですが、今年度中に、この調査班は、調査班にメンバー募集中ですので、その点と、今後、今年度内に、少なくとも4回、会議を重ねまして。これは、今日

出しましたのは、ほんとうに大枠ですので、もう少し、もっと細部について案を練らないといけませんから、最低4回、調査班のほうで会議を持ちたいと思っております。その会議開催費が、多分、最低150万円ぐらいかかるのかなと思っております。

といいますのは、調査班の会議を行いますには、調査班のメンバーだけではなくて、オブザーバーとして、調査に関する専門家も参加していただいて、いろいろ意見をお聞きしたいと思っております。また、先ほども言いましたように、たくさんの方がかわる調査ですから、多くの方の意見と関係調整をしながら準備をしなければいけませんので、そういうたくさんの方に会議に来ていただいて調整を進めていきますので、交通費等、ちょっとかかると思います。

それと、調査を行うためには、調査カード、あるいは調査の実施マニュアル等を作成しなければならず、これは大量に印刷しなければいけませんので、そういう印刷費等もかかります。どれぐらいかというのは、今、私のほうで、ちょっと計算できないんですが。

さらに、調査を最終的に来年度から実施するためには、調査員の方が、100名単位の、もう少しの方だと思うんですが、たくさんの方の調査員の方に参加していただくことになりまますので、その調査員に対する調査の説明会というのを今年度中に行いたいと思っております。これは、各地域で調査員の方に集まっていただいて、例えば、熊本の菊池恵楓園で調査に取り組むということであれば、熊本で調査説明会を開催して、そこに調査員の方は集まっていただいて、説明するということになりまますので、この説明会の開催につきましても、費用が相当程度かかると考えております。

【井上委員長】 今年度中に準備を終えて、来年度から実施するということですね。今年度中、今申し上げましたような点で予算もかかるということですので、それをご配慮いただきたいということです。それから、来年度については、改めて、またご相談をさせていただくと、これでよろしいですか。

何かご意見。

【佐藤委員】 よろしいですかと尋ねられても、予算の総枠がどうなっているのかわからないので、何とも答えようがないんですが。

【井上委員長】 ということで、よろしいですか。はい、ありがとうございます。実にそうなんです。ですから、予算の枠内で、できるだけ皆さんの希望に沿いながら、しかし、うまくいかない面もあるな。何とか成果を上げたいなということでもあります。

では、次に移らせていただきます。

外国研究の進め方と、わりと大きなテーマで書かせていただきましたが、これも、先ほどもちょっと申し上げましたが、できれば、やはり、皆さん、一緒に外国へ行って、きっちり調べたいなと思って、そういう発言もさせていただきましたが、なかなか現実には難しいし、それこそ、お金の面で、なかなか苦しいということで、この辺につきましても、今年度、先ほど、計画で伺いますと、一応、調査、考えられているのは、佐藤さんと私と、今日出席されていないですから、まだいらっしゃるかもしれませんが、このことも、予算

の関係、まさにありますので、ご希望を伺っておいて、少し個別に相談させていただく。あるいは、全体の予算の枠で、難しいという判断をさせていただくかもしれませんが、そんなことなんです、何か。佐藤さん、また何か言われても困るなというのはあるんだけど、ご希望は承りましたので。

【佐藤委員】 いえ、特に意見というわけでもないんですが、海外の調査、国内でも、もちろんそうだと思うんですが、できるだけ、出発前の基礎調査をするということが一番肝要で、フォーカスを絞っていかないと、いろんなことを見て終わりということになってしまうものですから、とにかく、できることから始めるということで、情報収集に努めることが最初かと思うんです。

ただ、やはり、ヨーロッパを考えますと、難しいのは、現地語がわからないと、何とも難しい。先方の行政機関と交渉するにも、やはり、メールや手紙やファクスでは、皆さん、注意をしてくださらないので、最後は、向こうの時間に合わせて電話をして交渉することになると思うんです。なかなか、そういう難しさがあるので、下調べに、とにかく十分時間をかけられればと思っていますが。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【藤野委員】 外国の調査は大いに結構なんですけれども、どこの国に行くかとか、具体的なことについても、やはり、日本の隔離の特殊性を明らかにする上で、どこの国の政策が検討必要かという議論を踏まえていかないと、たまたま、どこの国がこうです、あそこの国はこうですというだけでは、今回の真相究明の趣旨には外れると思いますので、日本の特殊性を解明する上で、どこの国との比較が必要であると、そういった必然性をちゃんと議論した上で、どこの国の調査をするとしていただきたいと思うんです。そうしないと、論点が散漫になってしまうと思いますので、その点、少し事前の議論も踏まえていただきたいと思います。

【井上委員長】 はい。この問題については、いずれ、皆さんで議論も必要かと思しますので、今日のところは、今のような経過報告的なことにとどめさせていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、6番目の資料保存・開示なんです、これは、資料の4で、皆さんに、ご希望といいましょうか、必要な資料についてリストアップしていただきたいという、これをもとにし、もちろん、これに限るわけではありませんが、それぞれの部署に資料等を保存・開示していただいて、この検討会の作業をスムーズに進めたいということであります。

これらのご意見、希望をいただきまして、先ほども申し上げましたが、検証会議のほうで資料開示について、今、作業を進めています。これも相手のあることですので、こちらの希望だけでというわけにもいきません。何度か、特に厚労省とやりとりをしまして、基本方針を決めて、そして個別具体的にどうするかの手続は、それぞれの性格に応じて、また議論をしているようなという作業が必要だろうということで、今、特に基本方針につ

いて定める努力をしているところであります。

したがって、それがきちっと定めれば、それに基づいて、皆さん、資料閲覧等の作業に入っただけはいいわけですが、この点、内田さん、少し作業を補足していただけますか。

【内田委員（検証会議副座長）】 それでは、少し、私から経過説明をさせていただきます。

前回の検証会議、検討会、合同会議におきまして、検証会議準備会での資料開示等についての議論をまとめたものを、検証会議の光石委員から合同会議のほうにご提案いただいたということでございます。その場のいろんなご意見をいただきましたので、さらに光石委員のほうで改めてまとめていただきましたものを、今回の草津のおける検証会議で議論させていただきます。

幾つかのポイントが、今後詰めるべき課題として残っております。

1つは、例えば、個人情報につきまして、ご本人あるいは家族の方の同意が得られない場合とか、あるいは異議が出た場合、こういう場合にどうするのかという点が1つでございます。

それから、被開示請求者のほうで、少し自動的に、私どもから開示請求があった場合に、被開示請求者が、自動的に資料を開示した場合に、国家公務員法の守秘義務とか、秘密度自体の規定との関係がどうなるのかと、こういう問題についても、もう少し詰める必要があるという幾つかの論点につきまして、さらに詰めるべきということが出ましたので、この点につきましての扱いを検証会議で議論させていただきます。

その結果といたしまして、今回の検証会議に光石委員からご提案いただきましたものについては、基本的に了承する。なお、幾つかの留保点につきましては、検証会議の準備会のほうで、さらに詳しく検討して、そこを詰めていく。

それから、被開示請求者である厚生労働省とか、いろんなところがございますけれど、そこと、さらに話を聞きまして、その話を踏まえながら詰めていくということでやろうと現在決まったというところで、現在詰めているところでございます。

検討班の先生方からいたしますと、研究を早くするためには、できるだけ早く開示ということでございますので、その大部も十分踏まえながら、できるだけ早く、しかし、きちんと内容を詰めていきたいという形で、今、検証会議としては考えているというところでございますが、よろしゅうございますか。

【井上委員長】 どうもありがとうございました。何かご意見。

【藤野委員】 質問なんです、資料の開示というのは、閲覧できるというだけの開示なのか、もちろん、それ以上に、それを保存する、あるいは写真撮影するとか、そういうことを含めての開示なのか。どういうところまで、今、話が進んでいるんでしょうか。

【内田委員（検証会議副座長）】 前回の検証会議から検討会、合同会議のところでは、2つの形で、1つは開示の問題と、それから開示の請求手続という形でご提案させていた



だきましたけれども、いろんな先生方から、保存状況についても、やはり、現地に行きまして、立ち入って、どういう資料があるかについての保存状況も少し調べる必要がある。それから、そのリストアップということもある。それから開示と、3段階あるんじゃないかという形で、そのご意見を踏まえまして、一応、3段階について考えるという形でまとめたものを、今回の15日ですか、検証会議のほうにご提案いただいて、それは、検証会議で、大筋として了承いただいたというところでございます。

【藤野委員】 現実的に、私も、厚生労働省に今残されている、昭和26年、7年、8年、らい予防法改正のころの部内の議事録とか、ありますね。あれ、ほとんど今、閲覧しようと思っても、紙の傷みが激しくて、非常に読むことも難しいんじゃないかというぐらい傷んでいるんです。そういった意味では、資料の開示とともに、写真撮影とか、そういった保存のことも含めて、ぜひ、厚労省側とも議論していきたいと思ひますし、同じ状況というのは、各自治体の資料とか、各園の資料にも、同じような傷みの激しいのがありますので、開示だけでは不十分だなと思ひますので、その点、ぜひ、保存のことも含めた議論をお願いしたいと思ひています。特に、これは時間が急ぐと思ひますので。

【井上委員長】 それは今、検討しているところですので。それで、できる限り早くということを進めています。

ということで、それぞれの方、いろいろ作業、入られていますから、その意味で、これは抽象的に言わざるを得ません。今できる範囲で取り組んでいただいて、きちっと原則方針が出たところでは、それに従って手続を踏んでいただくということになるかと思ひます。

では、これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

急いでいまして、申しわけありません。さっきから、先のことばかり考えて飛ばしたりしていますので、何か落ちていないでしょうか。大丈夫ですか。

では、7番目の2002年度検討会報告ということで。あまり、先ほどから、皆さん言われているように、研究期間もないのに、もう報告かという話で、これは、今年度、できる範囲で報告をさせていただくということで、具体的にどうするかについては、今日、この後、運営委員会を予定していますので、そこで検討させていただいて、皆さんに、またご協力いただくことは、お願いしたい。その上で、今年度、できる範囲の報告というふうにまとめたいと思ひます。

それから、次年度、そして最終報告についても考える必要もあろうかと思ひますので、必要な範囲では、また運営委員会で考えて、議論をして、ここにお諮りしたいと思ひます。

今年度の報告については、次回、2月26日に検討会が予定されていますので、そのときにご提案をする。必要に応じては、それから皆さんに何か書類、あるいはレポートをお出しいただくかもしれません。その際には、ご協力、よろしくお願ひします。

ということで、よろしいでしょうか。

では、ここまでで、議題ということでお出ししたものは一応終わることができたと思ひ

ますが、そのほか、何かございますか。

岡田さん、どうぞ。

【岡田委員】 先ほど言いましたように、欠席した人に、進みぐあいがわかるように、ああいう詳しい議事録は直接あまり、ああいうを読むのは大変ですし、それよりは、実際に、この間、どういうことが決まって、これから、すぐ、具体的にどうやればいいのかと、いうことをわかるほうが大事ですので、その点、ぜひ考えていただきたいと思います。

【井上委員長】 はい、わかりました。それは考えさせていただきます。

ほかに、この際、会の運営等、注文ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

宇佐美さん、いいですか、何か。

では、ないようでしたら、これで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

了